

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	平成28年度宮崎河川国道事務所管内気象情報提供業務（その2）
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所長 宮崎市大工2丁目39番地
契約締結日	平成28年 8月31日
契約の相手方の氏名及び住所	一般財団法人日本気象協会 福岡市早良区西新一丁目10番27号
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥2,916,000-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥2,956,176-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

随意契約理由書

- 1 件 名 平成28年度宮崎河川国道事務所管内気象情報提供業務（その2）
- 2 履行場所 宮崎河川国道事務所管内
- 3 随意契約の相手方 福岡市早良区西新1丁目10番27号
一般財団法人 日本気象協会九州支社
- 4 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号

5 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 当該業務の目的

本業務は、警報、注意報の発表をはじめ、降雨状況、降雨予測等の気象情報をリアルタイムで受け、通常の維持管理及び異常気象時の防災業務における重要な判断材料とするものである。

2) 当該業務の内容

本業務は、宮崎河川国道事務所の防災体制に必要な、地震・津波情報、警報・注意報情報、台風情報及び天気予報等に加え、管内の通行規制区間に係るポイントの詳細な降雨予測情報、台風予測情報及び雪氷予測情報などを、携帯版WEBサイト、携帯電話メール等により提供するものである。

3) 随意契約に付する理由

今回、H28.4.1付で気象情報提供業務を締結した業者が経営不振を理由として契約続行が不能となったことで、新たな契約が必要となった。

適正に防災体制を確立し実施するためには、異常気象通行規制区間等に係る複数ポイントにおいて地域に特化した詳細な情報・予測など各種情報を常時入手することが必要不可欠である。

また、当事務所の仕様に基づき、情報提供等を実施するためには、気象情報を観測・分析・提供するためのシステム構築等が必要となり、構築には、準備期間が必要となる。その間に何らかの事象が生じた場合、防災業務に支障をきたし、社会に多大なる影響が生じることとなる。このため、早急に対応可能な業者と、契約締結の必要が生じたものである

（一財）日本気象協会九州支社は、過去に当事務所の仕様に基づき業務を実施した実績があることから、既にシステム構築等がなされているため携帯メール等のシステム対応が早急に対応できるとともに、当事務所管内の規制区域等のポイントに特化した予測（降水量予測、雨雪判別等）が速やかに行える業者である

以上のことから、適正な防災業務を実施するためには、（一財）日本気象協会九州支社と契約せざるを得ないと判断した。

以上のことから、本業務は、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、（一財）日本気象協会九州支社と随意契約を締結するものである。

（随意契約理由書作成者）

宮崎河川国道事務所 道路管理第一課長